

# 新居浜市庁舎地下食堂「浜食」運営に関する公募型プロポーザル実施要項

新居浜市役所本庁舎地下食堂の運営事業者を公募型プロポーザルにより募集します。

## 1 事業概要

### (1) 目的

新居浜市職員互助会（以下「互助会」という。）は本庁舎に食堂を整備して、職員の福利厚生を図るとともに、市民の利便性を高めることを目的とする。あわせて、障がい者の就労支援の場として整備することにより、障がい者の就労機会の拡大と自立支援を図る。

### (2) 募集内容

新居浜市本庁舎地下食堂「浜食」運営事業

### (3) 設置場所

新居浜市役所本庁舎(新居浜市一宮町一丁目5番1号) 地下1階

### (4) 面積

310.02㎡（うち厨房135㎡）

### (5) 運営開始期限

令和8年10月5日（月）

ただし、令和8年6月現在、地下食堂内における空調冷媒管更新工事を実施しており、令和8年9月中旬に工事終了予定であるため、互助会と事業者の協議により決定した日を運営開始日とすることができる。

## 2 営業内容

### (1) 提供（サービス）方式

ア 提供方式は、事業者に一任する。また、職場への弁当配達については任意とする。

イ 食堂の利用者は職員に限るものではなく、一般市民の利用を可能とすること。

### (2) 営業日及び営業時間

原則として、営業日は閉庁日を除く毎日とし、営業時間は午前11時から午後2時までとする。ただし、営業日及び営業時間については協議のうえ変更することができるものとする。

### (3) メニュー及び価格

職員の福利厚生を目的とすることから、栄養バランスと健康に留意したメニューを提供するとともに、利用者にニーズに合致したメニュー構成、提供価格とすること。

## 3 契約に関する条件

### (1) 契約方法

選定された事業者は互助会との業務委託契約を締結するものとする。

### (2) 契約期間

契約期間は5年間を限度とし、食堂を運営することに決定した事業者は、互助会と令和8年10月1日から令和13年9月30日までの業務委託契約（以下「契約」という。）を締結

するものとする。

事業者の都合により、業務委託を解除する場合には、事業者は6か月前までに書面により意思表示をしなければならない。

施設の使用に関しては、互助会が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を得ることとする。

### （3）使用料

施設使用料の額は、新居浜市行政財産使用料条例（平成3年条例第7号）第3条第3号の規定により免除とする。

### （4）その他の経費

食堂運営にかかる必要経費の負担区分（事業者、互助会、庁舎管理担当部署）は、次のとおりとする。

#### 【事業者】

##### （1）設備、備品等

- ア 什器、調理道具、消耗品、商品提供用の食器等の購入
- イ 食堂内設備及び大型厨房設備の小規模修繕（修繕費10万円未満のもの）
- ウ 廃棄物処理等にかかる費用

##### （2）光熱水費（電気、ガス、上下水道）

電気代は、食堂内空調機、照明、厨房機器にかかるものとし、既設の使用量測定メーターにより使用量に応じて負担する。各費用の請求事業者は次のとおりである。

- 電気代 四国電力株式会社
- ガス代 新居浜市LPガス販売事業協同組合
- 上下水道代 新居浜市

##### （3）通信運搬費

庁舎内線電話（1台）は無償で使用することができる。

##### （4）清掃費用

食堂内における日常清掃の実施

##### （5）保険料

食中毒等が発生した場合における損害賠償保険にかかる費用

##### （6）検査費

従業員における保健衛生検査費用

##### （7）公課費

#### 【互助会】

##### （1）設備、備品等

- ア 大型機器の購入、更新及び大規模修繕（修繕費10万円以上のもの）
- イ ガス供給設備メーター交換

##### （2）防虫駆除及び消毒等

原則、月に1回実施する。

#### 【庁舎管理担当部署】

##### （1）排水溝及び汚水桝の清掃

原則、年に2回実施する。

- (2) 空調設備点検及び清掃
- (3) 消防設備点検
- (4) 空気循環測定
- (5) ガス警報器点検
- (6) 庁舎付属設備の修繕（照明器具など）
- (7) 照明器具にかかる消耗品交換

#### 4 応募条件

- (1) 互助会の福利厚生事業の趣旨を十分理解し、積極的に協力できるものであること。
- (2) スタッフについては、障がい者を雇用するものとする。
- (3) 次項の運営条件、その他の条件の遵守について確約できること。

#### 5 運営条件

- (1) 食堂の座席数は約100席とし、営業時間中に提供できる食数が確保できること。
- (2) 販売品目は特に指定しないが、利用者が利用しやすい品目を設定すること。
- (3) 食堂エリア内での食券自動販売機以外の自動販売機の設置は認めない。
- (4) 物品の販売については、互助会と協議すること。
- (5) 地階には職員組合が運営する売店があり、菓子類、ジュース類の販売を行っているほか、民間事業者による弁当・パン等の持ち込みによる販売も認めている。また、食堂は職員の休憩スペースとしての役割も兼ねていることから、食堂内への弁当等の持ち込みを認めること。
- (6) 事業者は、衛生管理を徹底し、そのための管理体制を確立すること。
- (7) 事業者は、食堂運営上で発生した事故については、事業者の責任において処理すること。また、事故が発生した場合は、速やかに互助会に報告すること。
- (8) 事業者は、食品営業賠償共済または、これと同等の内容の保険に加入すること。その他、食堂運営上で発生した事故等に対応するための保険に加入すること。

#### 6 その他の条件

- (1) 市において、公用または公共用に供するために使用許可物件を必要とするとき、又は事業者が応募条件に違反したときは、互助会は使用許可を取り消すことができる。事業者は、この場合に生じた損失を互助会に請求することはできない。
- (2) 事業者の責任により使用物件の全部、又は一部に損害を与えたときは、事業者は互助会に対して損害額に相当する金額を補償すること。
- (3) 事業者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、互助会の指定する期日までに、事業者の責任において使用許可物件を原状に回復させること。なお、事業者が原状回復の義務を履行しないときは、事業者の負担において互助会が行う。
- (4) 事業者は、使用期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用許可物件に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用を請求できない。

- (5) 事業者は、使用許可物件を他の者に譲渡し、委託し、転貸し、又は担保にすることはできない。
- (6) 事業者は、団体名称及び代表者等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出ること。
- (7) 事業者は、互助会の指定する期日までに経営状況を報告するものとする。
- (8) 食堂内外の改装、設備等の増設等が必要となった場合は、事前に互助会と協議した上で、互助会の承認を得て、事業者の負担により行うこと。
- (9) 機器の設置にあたっては、耐震対策を施すこと。その際、可能な限り建築物の躯体に負担がかからない方法で設置すること。
- (10) 大規模災害発生時には、災害対応にあたる職員のほか、避難者に対する食料供給について、可能な範囲で協力すること。
- (11) この募集要項に定めのない事項については、必要に応じて互助会と協議により決定すること。

## 7 参加資格について

次の要件をすべて満たす法人等に限り応募することができる。

- (1) 経営基盤が安定しており、長期にわたり出店が可能であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 新居浜市内に事業拠点（本社、営業所、店舗等）を有し、飲食業の業務実績があること。
- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可等、必要な許可を有し、本事業においても営業開始までに食品衛生法に基づく営業許可が得られること。
- (5) 市が行う建設工事等の請負又は物品の購入について、指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 本社又は支社において、過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けたことがないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）が経営に実施的に関与していないこと。
- (10) 役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者及び執行役員を含む。）が、暴力団員等でないこと。

## 8 応募受付期間等について

### (1) 応募受付

本事業に応募する事業者は、次のとおり「1.1 提出書類及び記載事項」に定める書類を提出すること。

ア 受付期間 令和8年7月8日(水)から令和8年7月14日(火)まで  
(土・日曜日を除き、8時30分から17時15分までの執務時間内)

イ 応募方法 所定の提出書類を職員互助会事務局(総務部人事課内)に持参又は郵送すること。(郵送の場合は令和8年7月10日までの消印有効とする。)

### (2) 現地説明会

現地説明会への参加を希望する場合は、次のとおり提出をすること。

ア 提出期限 令和8年6月30日(火)17時まで(必着)

イ 提出方法 「現地説明会参加申込書」(様式1)を持参又は電子メールにより提出すること。

ウ 実施日 令和8年7月2日(木) 9時30分から10時30分まで予定

※空調冷媒管更新工事を実施中であるため、現地については外観のみ見学可能。

### (3) 応募に関する質問

応募に関して質問がある場合は、次のとおり提出することができる。

ア 提出期限 令和8年7月1日(水)17時まで(必着)

イ 提出方法 要点を簡潔にまとめた文書を持参又は電子メールにより提出する。

ウ 回答 質問に対する回答は、令和8年7月6日(月)までに新居浜市ホームページ上に掲載する。ただし、公平性が担保できないと判断される質問は回答しない場合がある。

## 9 事業者の選定方法

提出書類の内容に基づき、「実績」・「意欲」・「経営の健全性」のほか、サービスの提供方法・内容等を総合的に判断・評価し、運営事業者を決定する。

※事業者は、応募後において互助会が指定する審査会に出席の上、事業内容における説明を行うこと。

## 10 事業者選定評価基準

(1) 利用者の健康に対する配慮(メニュー、栄養バランス等) 15点

(2) 団体の経営安定性 20点

(3) 食事の供給能力(人員配置、弁当の提供等) 20点

(4) 障がいの雇用状況 15点

(5) 食堂経営企画書の内容(企画力、事業採算性等) 30点

## 1 1 提出書類及び記載事項

### (1) 新居浜市庁舎地下食堂「浜食」運営事業申込書（様式2）

申込日、団体名、団体所在地、代表者氏名等を記入のうえ、団体及び代表者印を押印すること。

### (2) 新居浜市庁舎地下食堂「浜食」経営企画書（様式3）

### (3) 団体（会社）概要書（様式4）

### (4) 法人にあっては登記事項証明書

※法人であって登記法人でない場合は、設立根拠法及び認可官庁名を記載した書面（任意様式）

### (5) 事業報告書及び過去3年分の団体の決算書、科目内訳書、別表（税務署提出書類と同じもの）

### (6) 納税証明書（団体及び代表者）

### (7) メニュー、価格表（任意様式。営業開始時には、可能な限り食事バランスガイドや栄養成分を表示すること。）

### (8) その他参考資料（提案するメニューを提供するために必要な厨房機器の改良要望など）

#### (注意事項)

- ・応募のために要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された応募書類は、審査結果に関わらず返還しない。

## 1 2 事業者の決定

令和8年7月31日（金）に、全応募者に対して選定の結果を通知する。選定結果については、新居浜市ホームページに掲載する。

## 1 3 公募の周知方法

新居浜市公式ホームページ及び人事課窓口

## 1 4 提案書提出先・連絡先

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市職員互助会（総務部人事課内） 担当：秦、曾我部

電話：0897-65-1213

FAX：0897-65-1216

電子メールアドレス：[jinji@city.niihama.ehime.jp](mailto:jinji@city.niihama.ehime.jp)